

議員提出議案第3号

道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

平成29年10月11日

地域振興県土警察常任委員会

委員長 西川 憲雄

道路財特法による補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）は、交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、国の負担又は補助の割合の特例その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置について定められており、現在、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が本来の 50% から 55%～70% に嵩上げされている。

高速道路ネットワークは、地域分散型社会・地方創生の柱であると同時に、国土の均衡ある発展を支える重要な社会基盤である。鳥取県においても人流・物流の大動脈として企業進出の促進や広域観光周遊ルートの形成による観光振興など様々なストック効果が現れており、地方創生の更なる加速を目指し、地方発展の鍵である地域高規格道路の整備をはじめ、これまで道路財特法の特例措置を活用して、地方が実施する道路整備の促進に取り組んでいる。

また、昨年 10 月に発生した鳥取県中部地震では被災地の支援・復旧作業を迅速に行えたことから、国民の安全・安心の確保や国土強靱化の観点からも国と地方が一体となり、ミッシングリンクの早期解消に取り組むことが必要である。

しかしながら、道路財特法で規定されている補助率等の嵩上げ措置は平成 29 年度末で期限切れとなり、平成 30 年度以降の道路整備に係る補助率等が低減されることで、地方負担は概ね 5% 程度増加することと予想される。その結果、自主財源に乏しい本県及び県内市町村における今後の計画的な道路整備が困難となり、地方創生の実現が大きく遠ざかることが危惧される。

よって、国におかれては、道路財特法に基づく補助率等の嵩上げ措置を平成 30 年度以降も継続するとともに、道路予算の総額を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 様
総 務 大 臣
財 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣